平成３０年（フ）第２４６３号
東京都渋谷区広尾５丁目７－２－804
債務者　成田　勝代
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４９３号
千葉県市川市宝１丁目３－15　ブランノーヴァ市川Ⅱ－206
債務者　林崎三名幸
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４９４号
東京都西東京市ひばりが丘北３丁目１－16－204
債務者　新川　琴美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５０５号
東京都江東区大島５丁目20－７－306
債務者　田崎憲次郎
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５０６号
東京都板橋区板橋１丁目48－２－501、住民票上の住所神奈川県小田原市国府津2691
債務者　遠藤　　修
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５１１号
東京都板橋区徳丸５丁目10－４
債務者　白坂　優気
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５２０号
東京都新宿区戸山２丁目14－103
債務者　林　　美亜
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５２８号
東京都葛飾区西新小岩５丁目21－３
債務者　鈴木　拓也
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５３２号
東京都板橋区蓮根２丁目18－７－104
債務者　岩井　雄也
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５３５号
東京都西東京市芝久保町３丁目14－１－202
債務者　仲村サルマこと　サルマ　モハメッド　ザホロ
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５３７号
東京都足立区千住２丁目39－303
債務者　須田　大輔
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５３９号
東京都東大和市狭山４丁目1427－３－208
債務者　岩城　順子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５４０号
東京都江戸川区南葛西５丁目18－２－501
債務者　澤田千佳生
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５４１号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目80－19－301
債務者　永松　　暁
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５４５号
東京都文京区白山４丁目３－12－301
債務者　小川　朝子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５５３号
東京都北区豊島５丁目４－１－1404
債務者　天野　佑子（旧姓互井）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部